18　法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年に係る同条第三項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第十条の五の四第一項第一号及び第二項第一号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　法第十条の五の四第二項に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

19　法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年に係る同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額が零である場合における同条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　その年に係る教育訓練費の額が零である場合　法第十条の五の四第一項第三号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第十条の五の四第一項第三号に掲げる要件を満たすものとする。

20　法第十条の五の四第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小事業者のその適用を受けようとする年に係る同条第三項第十一号に規定する中小企業比較教育訓練費の額が零である場合における同条第二項の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「第十条の五の四第一項第三号」とあるのは、「第十条の五の四第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

第五条の六の四の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第五条の六の五**　法第十条の五の五第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。）とする。

2　法第十条の五の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の認定革新的データ産業活用計画（同項に規定する認定革新的データ産業活用計画をいう。次項各号において同じ。）に記載された同条第一項に規定する新設又は増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が五千万円以上のものとする。

3　法第十条の五の五第一項に規定する情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　認定革新的データ産業活用計画に係る法第十条の五の五第一項に規定する特定ソフトウエアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この号において同じ。）により当該特定ソフトウエアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又は当該情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置（その動作が当該指令により自動的に制御されるものに限る。）で、当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの

二　認定革新的データ産業活用計画に係る法第十条の五の五第一項に規定する特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品

4　法第十条の五の五第一項に規定する政令で定める試験研究は、第五条の三第七項各号に掲げる試験研究とする。

5　法第十条の五の五第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の五第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

6　法第十条の五の五第三項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年に係る同項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合（その年が事業を開始した日の属する年である場合を含む。）における同項の規定の適用については、同号に掲げる場合に該当しないものとする。

第五条の七第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条第一項とし、同条第五項中「第十条の二第十一項」を「第十条の二第八項」に、「及び第十条の五の四第六項」を「、第十条の五の四第七項及び第十条の五の五第七項」に改め、「並びに平成二十四年旧効力措置法第十条の四第十項の規定」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の五項を加える。

3　法第十条の六第五項に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一　法第十条の六第五項に規定する特定対象年（次号において「特定対象年」という。）の年分の基準所得金額

二　特定対象年の前年分の基準所得金額（当該特定対象年の前年において事業を開始した場合には、当該基準所得金額に十二を乗じてこれを当該特定対象年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

4　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第三項に規定する基準所得金額とは、法第二十五条の二第一項及び第三項の規定を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額をいう。

6　法第十条の六第五項に規定する個人が恒久的施設を有する非居住者である場合には、第三項に規定する基準所得金額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該各号に定める金額は、法第二十五条第一項及び第三項の規定を適用しないで計算した金額とする。

一　所得税法第百六十四条第一号イに掲げる国内源泉所得　その年分の同法第百六十五条第二項に規定する恒久的施設帰属所得に係る事業所得の金額

二　所得税法第百六十四条第一号ロに掲げる国内源泉所得　その年分の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る事業所得の金額

7　法第十条の六第五項に規定する個人の同項に規定する対象年に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同項の規定の適用については、同号に掲げる要件に該当するものとする。

第五条の八第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第十一条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第一号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同欄に規定する再生可能エネルギー源（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）第一条第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）の利用に資するもの又は同項第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同欄に規定する再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの（その取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したものを除く。）とする。